

〇〇自主防災会規約（案）

※本規約は一例ですので、適宜内容を変更して御使用ください。

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇町内会館に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波、風水害、その他の災害（以下、「災害」という。）による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及啓発
- （2）災害に対する予防に資する地域の災害危険の把握
- （3）災害の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- （4）前号に関する訓練の実施
- （5）防災資機材の整備・維持管理
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇町内会（以下、「町内会」という。）に加入する世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）班 長 若干名
- （4）監 事 若干名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 役員は、別に定める防災計画に基づく職務を行う。

（顧問等）

第8条 本会は、事業に実施に当たって専門的なアドバイスを受けるため、顧問又は専門員を設置することができる。

(総会及び役員会)

第9条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災計画)

第10条 本会は、第4条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

(会費等)

第11条 本会の会費及び運営に要する経費は、町内会会費その他の収入をもって充てる。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附則 この会則は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。